

「任意後見」vs「成年後見（法定後見）」

「任意後見」は、
「成年後見（法定後見）」と
同じではありません。

「任意後見」は、「成年後見制度」のひとつとして語られがちですが、適用する法律や利用条件、特長に大きなちがいがあります。それぞれの制度を正しく理解することが大切です。



任意後見制度

判断能力が十分あるうちに
認知症になったときに備える制度

VS



成年後見制度

認知症になるなど判断能力が不十分になっ
てから利用する制度

任意後見	VS	「成年後見（法定後見）」
あなたの意思で全て決められます。	基本	家庭裁判所が全て決めます。 (認知症のあなたや、あなたの家族の要望は認められません)
あなたの意思で決められます。 (配偶者や、家族・親族等)	後見人選び	家庭裁判所が決めます。 (弁護士、司法書士等の第三者が選ばれます)
あなたと後見人とで決められます。	後見人に お願いすること	家庭裁判所が決めます。 (特に財産管理は全て)
あなたと後見人とで決められます。 (月額5千円～1万円、報酬無もOK)	後見人の 報酬額	家庭裁判所が決めます。 (月額3万円～5万円)
公証役場で公正証書にします。 (費用はおおよそ4万円)	契約方法	家庭裁判所に申請します。 (費用はおおよそ20万円)
契約締結までおおよそ2週間です。	契約までの時間	少なくとも3ヶ月＋ 審判確定まで2週間です。
任意後見契約に関する法律（特別法） 民法の（委任）第643条～第656条まで	適用する法律	民法の（後見）第838条～876条まで 民法の（行為能力）第7条～21条まで